

令和8年度子どもアスリート全国大会出場応援補助金交付要領

(この要領の趣旨)

第1 この要領は、本市におけるスポーツの振興を図るため、県外で開催される各種競技会の出場に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、八戸市補助金等の交付に関する規則（昭和61年八戸市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(補助対象者)

第2 補助金の交付を受けることができる者は、市内の学校等に在籍する中学生以下の者又は八戸圏域（八戸市・三戸町・五戸町・田子町・南部町・階上町・新郷村・おいらせ町）の学校等に在籍する高校生であって、市内に住所を有し、スポーツ活動の一環として県外で開催される次の競技会（競技性のあるものをいい、参加者の交流を図ることを主たる目的とするものを除く。）に、予選大会、ランキング、選抜、又は推薦により出場権を得て、選手として当該競技会に参加登録されている者、又はその者が所属する団体とする。ただし、市税を滞納している者は補助対象者とししない。

(1) 国際大会

- ア オリンピック、世界選手権又はこれに準ずる競技会
- イ 国際交流に大きく貢献すると市長が認める競技会

(2) 全国大会

- ア 国又は地方公共団体が主催、共催又は主管する競技会（ただし、国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会を除く）
- イ 公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本スポーツ協会加盟団体規程第2条に定める加盟団体（以下、日本スポーツ協会加盟団体）又は日本スポーツ協会加盟団体に加盟する各都道府県協会等が主催、共催又は主管する競技会
- ウ 上記イと同等規模の組織が主催する競技会
- エ その他市長が適当と認める競技会

(補助対象経費及び補助金の額)

第3 補助対象経費は、第2第1号及び第2号に規定する競技会に出場するために必要な経費のうち、交通費、宿泊費及び大会参加費並びにその他市長が適当と認めた経費とする（別表1のとおり）。なお、競技会に参加することを目的とした助成金等の交付を受けたときは、当該助成金等の額を補助対象経費から控除するものとする。

2 補助金の額は、補助対象経費の実績額の2分の1に相当する額とする。ただし、団体で申請する場合は、補助対象者それぞれの実績額により算出する。なお、算出した金額に1円未満の端数が生じたときは切り捨てる。

3 補助金の限度額は、別表2のとおりとする。

(補助金の交付申請の受付)

第4 補助金の交付申請は、受付順に整理するものとする。ただし、郵送による申請の場合には、交付申請書が八戸市庁に到着した日を受付日とする。

2 前項ただし書の場合において、交付申請書が八戸市庁に到着した日が休日（八戸市の休日に関する条例（平成2年八戸市条例第20号）第1条第1項に規定する休日をいう。以下同

- じ。)に当たるときは、受付日をその日以後においてその日に最も近い休日以外の日とする。
- 3 補助金の交付申請に係る受付は、当該年度の予算の範囲内で行うこととし、予算を超過した場合は、前項の規定にかかわらず、受付を終了するものとする。
 - 4 交付申請のあった補助金の総額が当該年度の予算の額を超える日に複数の交付申請を受け付けた場合には、当該日の受付に係る交付申請者の中から抽選を行い、交付申請を受理する者を決定する。

(交付申請)

第5 規則第3条の補助金交付申請書は、別記第1号様式のとおりとする。

2 規則第3条の規定により市長が定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 収支予算書(別記第2号様式)
- (2) 大会の要項
- (3) 予選会等の結果資料
- (4) 大会登録(申請)等の写し
- (5) 市税の納付状況を公簿等により確認することに同意する文書(別記第3号様式)
- (6) 委任状(ただし、補助金に関する一切の権限を代理人に委任する場合に限る)
- (7) その他市長が必要と認める書類

3 補助金交付申請書は、原則として競技会開催15日前又は補助対象経費を支払う前のいずれか早い日までに提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

(交付決定)

第6 規則第5条の規定による通知は、補助金交付決定通知書(別記第4号様式)により行うものとする。

2 市長は、審査の結果、補助金を交付することが適当でないとき補助金を交付しないことを決定し、補助金不交付決定通知書(別記第5号様式)により通知するものとする。

(補助事業の遂行)

第7 補助事業の着手は、原則として第6第1項の交付の決定後に行うものとする。ただし、補助対象者が交付の決定前に着手する場合には、その理由を明記した交付決定前着手届(別記第6号様式)を市長に提出するものとする。なお、この場合においては、補助対象者は、交付の決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを明らかにした上で行うものとする。

(取下期日)

第8 規則第6条第1項の規定により市長が定める期日は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して7日とする。

(変更等の承認)

第9 規則第7条の規定による事業を変更(補助目的及び補助金の額に影響を及ぼさない事業内容を除く。)する場合又は中止する場合は、変更(中止)承認申請書(別記第7号様式)を市長に提出してその承認を受けるものとする。

2 市長は、前項の申請書が提出された場合において、その内容を適当と認めたときは、補助

金交付変更（中止）承認書（別記第 8 号様式）により通知するものとする。

（実績報告）

第 10 規則第 12 条の規定による報告は、別記第 9 号様式のとおりとし、補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は令和 9 年 4 月 9 日のいずれか早い日までに実績報告書を市長に提出するものとする。

2 規則第 12 条の規定により市長が定める書類は、次のとおりとする。

- （1）収支精算書（別記第 2 号様式）
- （2）領収書など精算を証明する書類
- （3）大会の結果に関する資料
- （4）大会参加者を確認できる資料
- （5）その他市長が必要と認める書類

（確定）

第 11 規則第 13 条の規定による通知は、補助金確定通知書（別記第 10 号様式）により行うものとする。

（補助金の支払方法）

第 12 市長は、第 11 の通知書を発送した日から 20 日以内に、当該通知により確定した補助金を一括交付する。

（交付回数）

第 13 補助金の交付は、第 2 各号に規定する国際大会、全国大会ごとに 1 人 1 回限りとする。ただし、特に市長が必要と認めたときは、この限りでない。

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から実施し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

別表1 (第3関係)

区分	補助対象経費
大会参加費	<ul style="list-style-type: none"> 大会要項等により規定され、支払う実額を補助対象経費とする。 チーム等、複数人で参加する場合は参加人数で除して1人あたりの補助対象経費を算出する。なお、算出した金額に1円未満の端数が生じたときは切り捨てる。
交通費	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道、航空機など開催地との往復に支払う実額を補助対象経費とする。 自家用車を使用する場合の車賃は路程1キロメートルにつき25円(八戸市職員等の旅費及び費用弁償の支給に関する条例に規定する車賃に準じる)を乗じて得た額を補助対象経費とする。その場合の路程は八戸市庁から主たる大会会場までの地図上の直線距離とする。 チーム等、複数人で車両等を利用する場合は、乗車人数で除して1人あたりの補助対象経費を算出する。なお、算出した金額に1円未満の端数が生じたときは切り捨てる。
宿泊費	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊のために支払う実額を補助対象経費とし、大会期間前日から終了日に宿泊する分までとする。ただし、大会期間前に練習日等が定められている場合はその前日から大会終了日に宿泊する分までとする。 チーム等、複数人で宿泊する場合は宿泊人数で除して1人あたりの補助対象経費を算出することとし、算出した金額に1円未満の端数が生じたときは切り捨てる。ただし、1人あたりの宿泊費が異なる場合は各々の宿泊費を補助対象経費とする。
車両借上料 ※交通費として計上	<ul style="list-style-type: none"> レンタカー及び貸切バス代等(補助対象者となる個人、又は所属する団体で使用する場合に限る)の支払う実額を補助対象とする。 チーム等、複数人で車両を利用する場合は、乗車人数で除して1人あたりの補助対象経費を算出する。なお、算出した金額に1円未満の端数が生じたときは切り捨てる。

別表2 (第3関係)

競技大会	補助金の限度額	
	個人	団体
国際大会 (国外開催)	30,000円	大会参加者のうち、第2に規定する個人の要件を満たすものの人数に30,000円を乗じて得た額とし、300,000円を上限とする。
国際大会 (国内開催) ※県内開催を除く	10,000円(開催地が北海道及び東北地方の場合にあつては5,000円)	大会参加者のうち、第2に規定する個人の要件を満たすものの人数に10,000円(開催地が北海道及び東北地方の場合にあつては5,000円)を乗じて得た額とし、100,000円を上限とする。
全国大会 ※県内開催を除く		